

計量証明番号第 K181210-5 号

2018 年 7 月 23 日



## 計 量 証 明 書

株式会社 ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター

〒755-8551 山口県宇部市文京町4-23

TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083

計量証明事業登録番号 山口県第 39 号



ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

### 記

試 料 名	西岐波小規模処分場の浸透水
試料採取年月日	2018年7月6日
試料採取者	当 方
計量項目・方法	別紙-1のとおり
計 量 結 果	別紙-2のとおり
計 量 管 理 者	平 岡 憲 二 (環境計量士 第 4082 号)



## 【別紙-1】

## 計量項目及び方法

計量項目	計量方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号
総水銀	〃
カドミウム	JIS K 0102(2016) 55.4
鉛	〃 54.4
六価クロム	〃 65.2.1
砒素	〃 61.3又は61.4
全シアン	〃 38.1.2及び38.3
P C B	JIS K 0093(2006)
トリクロロエチレン	JIS K 0125(2016) 5.1
テトラクロロエチレン	〃
ジクロロメタン	〃
四塩化炭素	〃
1,2-ジクロロエタン	〃
1,1-ジクロロエチレン	〃
1,2-ジクロロエチレン	〃
1,1,1-トリクロロエタン	〃
1,1,2-トリクロロエタン	〃
1,3-ジクロロプロペン	〃
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号
シマジン	〃
チオベンカルブ	〃
ベンゼン	JIS K 0125(2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102(2016) 67.3又は67.4
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号
化学的酸素要求量(COD <sub>Mn</sub> )	JIS K 0102(2016) 17

## 【別紙-2】

## 計 量 結 果

試料採取年月日：2018年7月6日

計 量 項 目	西岐波小規模処分場	基準値	定量下限値
	浸透水		
※採取時刻	10:40	—	—
※水温℃	20.2	—	—
アルキル水銀 mg/L	N D	検出されないこと。	0.0005
総水銀	N D	0.0005 以下	0.0005
カドミウム	N D	0.003 以下	0.0003
鉛	N D	0.01 以下	0.005
六価クロム	N D	0.05 以下	0.005
砒素	0.001	0.01 以下	0.001
全シアン	N D	検出されないこと。	0.1
P C B	N D	検出されないこと。	0.0005
トリクロロエチレン	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン	N D	0.02 以下	0.001
四塩化炭素	N D	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	N D	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	N D	0.1 以下	0.001
1,2-ジクロロエチレン	N D	0.04 以下	0.002
1,1,1-トリクロロエタン	N D	1 以下	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	N D	0.006 以下	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	N D	0.002 以下	0.0002
チウラム	N D	0.006 以下	0.0006
シマジン	N D	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	N D	0.02 以下	0.001
ベンゼン	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物	N D	0.01 以下	0.002
1,4-ジオキサン	N D	0.05 以下	0.005
クロロエチレン	N D	0.002 以下	0.0002
化学的酸素要求量(COD <sub>Mn</sub> )	8.6	40 以下	0.5

注) ※印は、計量対象外。NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総・厚令第1号)に基づく。

1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

試験者：(学)香川学園宇部環境技術センター[計量証明番号第K181210-5号]